

確認検査手数料を 2021 年 4 月 1 日より一部改定いたします。

2021 年 3 月 8 日
 一般財団法人ベターリビング

日頃よりベターリビングの確認検査をご利用いただきありがとうございます。

当機関では、2008 年以降基本手数料の改訂を行っておりませんでした。その後の関連法令の改正及び多様化による業務量の増加や消費税率アップによる諸費用の増大等をふまえ、2021 年 4 月 1 日以降の引受け分より手数料を改訂することと致しました。

主な改訂内容は以下となります。

項目	現行	改定
小規模建築物用手数料枠の適用範囲を拡大	「四号建築物」	「法第 6 条の 4 による確認の特例有り の建築物で床面積の合計が 500 m ² 以内のもの」＝特例建築物に拡大
基本の手数料	—	床面積の合計に応じ一定金額を増額
構造計算を要する複数棟の建築物の追加手数料	増加棟ごとに+30,000 円	増加棟ごとに+50,000 円
天空率を用いる場合の追加手数料	無し	延べ面積が 500 m ² を超える建築物につき一審査項目あたり+10,000 円
軽微な変更説明書を提出の場合の追加手数料	無し	特例建築物を除き、一の提出につき+5,000 円
構造計算においてルート 2 基準審査を適用する場合の追加手数料	+60,000 円	2,000 m ² 以下は +80,000 円、 2,000 m ² 超は +160,000 円
検査時の交通費、出張費	40Km 以遠地域について交通費を加算	概ね 50Km 以遠となる市町村を定め、交通費+出張費を加算
用途変更申請の手数料	変更部分の床面積の 1/2 の床面積に応じた手数料を適用	変更部分の床面積に応じた手数料を適用

そのほか詳細につきましては、当財団ホームページ (<https://www.cbl.or.jp/>) の<確認検査・性能評価等>欄<建築確認検査>から<手数料>のページをご覧ください。